利用される方へ

1 この報告書の数値は、本市において独自に集計したものであり、経済産業省及び福岡県から公表される数値と相違する場合があります。

2 調査の概要

(1)調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

(2)調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計であり、工業統計調査規則(昭和26年 通商産業省令第81号)によって実施されています。

(3)調査の期日

平成26年工業統計調査は、平成26年12月31日現在で実施しました。

(4)調査の対象

日本標準産業分類による「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所及び製造,加工又は修理を行っていない本社等を除く)を対象としています。

平成26年(2014年)は従業者4人以上の事業所を調査対象に実施しました。

(5)調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」,従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い,報告者(事業所の管理責任者)の自計報告により行っています。

(6) 調査事項

事業所の名称及び所在地,従業者数,現金給与総額,原材料使用額等,製造品出荷額等,製造品在庫額等,有形固定資産などです。

- 3 日本標準産業分類の第 13 回改訂(平成 25 年 10 月 30 日総務省告示第 405 号, 平成 26 年 4 月 1 日適用)に伴い, 平成 26 年調査から新産業分類に基づいて調査を実施しています。 主な改訂内容は以下のとおりです。
 - (1) 小分類の改定

「243 暖房装置・配管工事用附属品製造業」を「243 暖房・調理等装置,配管工事用附属品製造業」に改称しました。

4 集計事項の説明

(1) 事業所数

平成26年12月31日現在の数値で、休業事業所、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所 を除外しています。

(2) 従業者数

平成26年12月31日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計です。 常用労働者とは、次のいずれかの者をいいます。

- (ア)期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- (イ)日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち,11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
- (ウ)人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで上記(ア)、(イ)に準じる者
- (エ)重役, 理事などの役員のうち, 常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (オ)事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(3) 現金給与総額

平成26年1年間に、常用労働者のうち雇用者(「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう)に対してあらかじめ定められている給与条件により支払われた給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額と、その他の給与(常用労働者に対する退職金等)の額の合計です。

(4)原材料使用額等

平成26年1年間における原材料使用額,燃料使用額,電力使用額,委託生産費,製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。

(5)製造品出荷額等

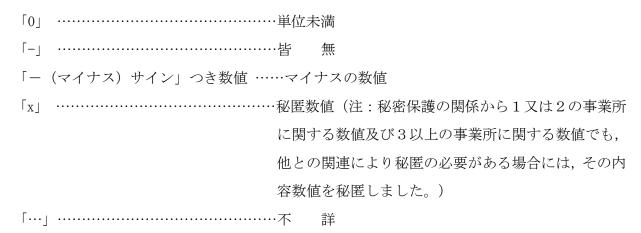
平成26年1年間における製造品出荷額,加工賃収入額及びその他収入額(転売収入,修理料収入額等)の合計です。

(6)在庫額(従業者30人以上の事業所について計上)

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額の合計であり、原材料を他に支給して 製造させた委託生産品を含みます。

- (7)有形固定資産の投資総額及び付加価値額(従業者30人以上の事業所について計上)は次の算式によって算出しています。
 - (ア) 有形固定資産の投資総額=取得額(土地を含む)+建設仮勘定の年間増減

- (4) 付加価値額=製造品出荷額等+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)
 - + (半製品及び仕掛品年末在庫額-半製品及び仕掛品年初在庫額)
 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)-原材料使用額等-減価償却額
- 5 数字の単位は各表に掲げていますが、一見して明らかなものは省略しています。
- 6 単位未満は四捨五入していますので、総数とその内訳の合計が一致しない場合があります。
- 7 本文及び統計表中の記号は次のとおりです。



8 集計は本市総務企画局企画調整部統計調査課において行いました。